

大正・昭和期における 軟式野球発達過程について

田中亮太郎

I. はじめに

近年、日本国内におけるスポーツの激変には目覚ましいものがあり、その多くが文化、社会、経済などの社会的事情や社会的諸制度と深くかかわりあっているというのが現実である。

今日の日本国内のスポーツ事情を見ると、オリンピックや各種スポーツ競技の国際大会などに見られるテレビ放映の高額な放映権料をいとわないテレビ各局の争奪戦、スポーツ新聞の発行部数の増加、各種スポーツ雑誌の氾濫、スポーツ用品の日常化に伴うマーケット拡大による売上増、スポーツ施設の建設などスポーツ関係のマーケット拡大は日本の市場経済の中でも目覚ましく躍進している。

また一方では、日常生活の中においてスポーツの話題やスポーツ用語が会話の中に頻繁に交わされる時代である。スポーツ活動においても、社会生活の変動やスポーツに対する社会思想の変化により、新しく紹介されたスポーツや、新しく改良・開発され誕生したスポーツなど大衆化・多様化・大型化・日常化と多様な様相を呈していることが特徴づけられる。スポーツの娯楽性としては、プロ野球だけでも年間観客動員数は、セントラルリーグが約1200万人、パシフィックリーグが約1000万人、合計約2200万人に及ぶ。また93年には、国内初のプロサッカーリーグとしてJリーグが誕生し異常なまでの人気を獲得している。こうした見るスポーツとしての娯楽化も社会的現象と言える。

このような日本国内のスポーツ事情の中において、軟式野球は小学生から大学生そして社会人チームと組織され全日本軟式野球連盟の登録チーム数は約6万に及ぼうとしている。軟式野球の愛好者でつくるチーム（一般的に言う草野球チーム）などを入れると、その数は計り知れないものと思われる。日本国内の数多いスポーツの中でも、歴史的・社会的背景から日本人にとって最も定着したスポーツであると言える。また、その発展・発達・定着の過程が現在の日本国内におけるスポーツ界の基盤となりえる重要な役割を持つものである。

このように軟式野球が国民的スポーツとして発達した過程に着目し、本研究では、軟式野球が日本に誕生した大正時代から戦後の昭和時代を中心として昭和50年に至る過程を5期に区分して、社会的思想の変遷や国民の経済力向上、新憲法制定からスポーツに関する諸法令がどのように影響したか検討を加え、軟式野球発達過程について明らかにすることを目的とした。

II. 軟式野球の興隆期 (大正7年～昭和11年)

(1). 大正・昭和初期の社会背景

大正時代の社会背景には、明治時代とは違う新しい自由主義運動として展開された大正デモクラシーの影響が大きい。第一次世界大戦の軍需を中心とした産業発展に伴い国内に経済的繁栄をもたらした結果、産業労働者を中心に中産階級層を形成し知識階級層を増加させ世界的なデモクラシー運動の影響を受け、新しい民主主義運動として全国に展開され、政治・経済・教育などの社会生

活面，自由・平等・人格の尊重など精神面においても運動された。そうした自由主義的影響を受けて，いままで上流階級層と学生が中心であったスポーツにも中産階級層が積極的に進出しスポーツが普及発展されることとなった。

明治維新以後，常にその時代の国際的動向に関連して体育の中に軍事的な要因が含まれ体育発展の重要な問題となってきたが，この時代においても大正 14 年に出された「学校教練教授要目の制定」となって現れている。

昭和初期の社会背景は，国際的には大正 9 年に設立された国際連盟を中心として国際親善が進められた。また，スポーツをとおして友好親善をはかるオリンピックが隆盛を極めた。国内においては，経済的な不況に陥り失業者が激増し，昭和 6 年に勃発した満州事変以後は皇国主義思想が強化され軍国主義体制に移行していくという情勢であった。

(2). スポーツ行政の改革

明治期よりスポーツは学校体育・社会体育など行政と様々な形で関係して発展してきたがスポーツ関連法令は存在していなかった。しかし，スポーツの発展に伴い大正 15 年に文部省は「体育運動の振興に関する訓令」を公布し，詳細な指示をあたえた。そのため，明治神宮大会の主催権をめぐる文部省と内務省の対立が深刻な問題となり神宮体育会の設立をもって合意した。しかし，社会体育が「スポーツの大衆化」「国民訓練」など社会教育として位置付け始められ，学校体育・社会体育の行政一元化の必要に迫られ，昭和 3 年に社会体育に関する行政権限が内務省から文部省に移管された。それにともない，文部省では昭和 4 年に体育運動審議会を設置し学校体育・社会体育の方向性をはかったのである。その結果，昭和 5 年には「地方体育運動職員制」が公布され各地方に体育運動主事が置かれるようになり，地方の体育行政が確立されていった。

(3). スポーツの繁栄と隆盛

「スポーツの大衆化」により国内における発展には目覚ましいものがあった。大衆化による競技人口の増加によ

り，この時期に体育協会加盟団体として数多くの競技団体が創立結成されている。大正 15 年には軟式テニス・ラグビーが，昭和 2 年にはバレーボールが，5 年には体操・スケート・バスケットボールが，6 年には卓球というような状況であった。このように各競技団体が体育協会加盟団体として発展していくなかで，野球は甲子園大会として知られる全国中等学校野球大会（大正 4 年開始，現在の全国高等学校野球大会），大学野球として知られる東京六大学野球大会（昭和 6 年），社会人野球として知られる全国都市対抗野球大会（昭和 2 年）など学校制度や社会人を単位として組織化され発展していった。そうしたなかで，昭和 9 年にはアメリカから大リーガーが来日し野球人気を益々高めることとなり，昭和 11 年には日本

業野球連盟（現在のプロ野球）リーグの開始へと発展していった。

こうした発展の要因として，昭和 3 年のアムステルダムオリンピック，昭和 7 年のロスアンゼルスオリンピックなどを始めとする国際大会に陸上競技・水泳などの日本選手の活躍があげられる。また，昭和 2 年に開始されたラジオによるスポーツ放送により国民のスポーツ熱が高められたこともあげられる。

(4). 軟式野球の発展と組織化

大正 7 年に少年用ゴム製野球ボールが開発され，野球隆盛の波に乗り軟式野球として全国に広まり，大正 9 年には財団法人大日本少年野球協会が神戸に結成され全国少年野球優勝大会が開催された。大正 11 年には青年用

ゴム製野球ボールが開発され，青年達の間にも軟式野球は急激に発展し全国各地にクラブチームが誕生した。大正 13 年頃からは，全国各地で青年を対称として新聞社や運動具店が主催する野球大会が盛んに行われ，全国各地に軟式野球協会や連盟が誕生した。

財団法人大日本少年野球協会も，組織が大きくなるにつれて内部抗争が激化し，使用球の公認に絡んで協会の分裂へと発展していった。大正 14 年に日本学童野球連盟が大阪に設立され，全国学童野球大会が開催された。昭

和 2 年には大日本少年野球協会が東京に設立され、全国少年野球優勝大会を開催し、財団法人大日本少年野球協会と同一名称で行われるという異常な事態であった。昭和 7 年の野球統制令により少年野球が禁止されるまで続いた。

(5). 野球統制令

野球が盛んになるにしたがい全国各地で教育上好ましくない事態が多発した。野球後援会のいきすぎた活動（経済的援助等）、応援組織の過熱（応援団の乱闘事件）、組織の乱立による大会数の増加等が教育的問題となり、昭和 7 年文部省より「野球の統制ならびに施行に関する件」（いわゆる野球統制令）が発令され、野球の教育的管理を強化することとなった。小学校・中等学校の野球大会開催は各府県の体育団体・体育協会・教育団体が管理統制することとなり、応援団や後援会は解散させられることとなった。大学・高等専門学校の大会開催については文部省の承認を受けなくてはならなくなった。

Ⅲ. 戦時体制期の軟式野球 (昭和 12 年～昭和 20 年)

(1). 軍国主義の社会背景

この時期は、日本の歴史の中で最も激動の時期で、世界における政治・経済・思想等の変化の中、日本が孤立していく国際情勢で第二次世界大戦（太平洋戦争）へと進んでいく。

昭和 12 年日中戦争が始まり、軍国主義・皇国主義の社会思想の中で挙国一致で戦争目的遂行の為、国民精神総動員運動が展開され、心身一体の鍛練が叫ばれ、国家総力戦体制化が成されていった。そうした中で昭和 14 年には体力局により「国民体力法」が制定され、国家総力戦体制の政策の一環として、戦力（人的資源）としての体力管理が行われた。昭和 16 年には「国民学校令」が発令され、小学校が国民学校と改称されて軍事教練が強化されていった。同年 12 月には太平洋戦争へと進んでいく。国民玉碎主義の中、昭和 20 年 8 月 15 日に敗戦を迎えるのである。

(2). スポーツ行政の軍国主義化

スポーツには、どの時代においても政治・経済・外交などが様々なところで関係している。この時期においては、日本が複雑な国際情勢で孤立化していく中で、外交政策においては国際的威信を高め、日本国内においては国威発揚の場とする政治的手段として、昭和 15 年には第 12 回オリンピック東京大会開催が予定されていた。それは紀元 2600 年祭の記念行事として重要な位置付けをされていた。しかし、戦時体制化が進につれ昭和 13 年に返上されることとなった。それにともない、武道はスポーツ競技としてではなく戦闘技として実戦化されていった。

このような状況の中で、スポーツ用語において適正用語や外来語の廃止が行われ、スポーツの中にも皇国主義思想の注入がはかられた。

(3). 戦時体制化の軟式野球

スポーツ用語の適正用語廃止に伴い、野球でも規則改正を実施した。野球用語はすべて日本語とする、ユニフォームの背番号は禁止、野球帽のかわりに戦闘帽を着用等である。審判の判定に関しても、ストライク（よし一本）、ボール（一つ）、セーフ（よし）、アウト（引け）、ファール（だめ）、タイム（停止）等であった。

昭和 14 年に「物資統制令」が発令され、戦時資材の使用制限がなされた。軟式野球ボールの生産も大きく影響を受けることとなったが、軍需工場で働く若者達の生産意欲向上と体力増強をはかる目的で「特免ゴム運動具」に指定され少量の製造が認められた。少量の軟式ボールを公平に分配するために、別々の組織で活動していた日本軟式野球協会・大日本軟式野球協会・日本軟式野球連盟・極東軟式野球連盟等をまとめ日本軟式野球総合協会が設立された。そして、各都道府県の軟式野球協会を通して各チームに配給された。軟式野球ボールは、各製造会社でいろいろなデザインが考案され、そうした使用球が原因で協会や連盟が誕生した経過があるが、戦時体制の困窮事態が統一の理由となったことは、誠に皮肉な結果と考える。しかし、戦争が激しくなるにしたがい昭和 18 年第二次企業整備が発動され、軟式ボール製造工場は

廃止されることとなった。

IV. 軟式野球の復興期 (昭和 21 年～昭和 26 年)

(1). 占領下の社会背景

昭和 20 年 8 月 15 日、日本は連合国に対して無条件降伏を受け入れ敗戦が決定した。これにより、第二次世界大戦が終結した。これにともない国内の社会情勢は一転し、GHQ の占領政策下において敗戦後の処理と再建政策の基本は軍国主義の払拭が最重要課題で、政治・経済・教育・思想等あらゆる面において民主化が積極的に進められることとなった。昭和 21 年 11 月には、主権が国民に存することを宣言し三権分立した民主憲法として「日本国憲法」が公布され、戦争放棄を宣言し非軍事化を目指した。翌年には、「労働基準法」や「地方自治体法」等が制定され法治国家として民主化が進められた。しかし、アメリカの共産主義敵対方針の影響や、国内における民主主義推進派と皇国主義維持の国体護持派との対立も多く複雑かつ不安定な社会情勢であった。そうした中で、国民は敗戦直後の混乱の中で生存を確保する為の基本として衣食住の生活安定を計った。

昭和 26 年 9 月 8 日、サンフランシスコ平和条約が締結されることにより、GHQ 占領下から民主国家としての独立国となった。同時に日米安全保障条約も調印され資本主義体制と反共産主義体制が確立されていった。

(2). 教育の民主化への行政改革

昭和 21 年 4 月、第一次米国教育使節団報告書の勧告に基づき新しい教育の方向が示された。その中で体育・スポーツに関する指導も多く、スポーツ重視の方向は大きな意義を持つものであった。体育・スポーツを教育の一分野として位置づけ、スポーツを通して育成されるスポーツマンシップを基盤として民主主義の形成を目的としたことである。

日本国憲法第 13 条「個人の尊重と公共の福祉」、第 25 条「生存権、国の社会的使命」、第 26 条「教育を受ける権利」等を確立し、個性豊かな文化の創造をめざす教育を普及徹底するために、昭和 22 年に「教育基本法」が制定され、同時に「学校教育法」が制定された。学校教育の中での

体育は、「体育は運動と衛生の実践を通して人間性の発展を意図する教育である」と定義づけ、「身体活動を通しての教育」として人格形成の確立を目指す民主主義体育の性格を明確にするものであった。昭和 24 年には、教育基本法の精神に基つき、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにする目的で、「社会教育法」が制定された。これは、学校教育以外の分野で、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動を社会教育と言ひ、その中に体育・レクリエーション活動（第 2 条 社会教育の定義）が明確に示され、スポーツという国民の社会教育文化活動を位置づけている。

(3). 戦後のスポーツ復興

終戦直後、街には戦災者があふれ、食料事情も最悪の中で、民主主義思想の注入と共に、戦災をうけた映画館・劇場等の社会的娯楽も復興しない間に、スポーツ界だけがいち早く復興の兆しを見せた。

昭和 21 年秋には、国民体育の振興と民主国家建設の国民士気昂揚を目的として、第 1 回国民体育大会が開催された。同年、全国中等学校野球大会（甲子園大会）・東京六大学野球大会等がいち早く復興された。翌年には、水泳競技において古橋・橋爪が世界新記録を樹立し、敗戦の虚脱感とどん底の生活に苦しむ国民にとって勇気と希望を与えるもので、国家再建の大きな活力となった。同年以降、各競技連盟は続々と各国際競技連盟に復帰加盟が認められるようになり、国際競技大会にも参加の機会を得られるようになった。昭和 23 年 11 月には、民主化された純粋な民間団体として財団法人日本体育協会の発足を見ることとなった。昭和 26 年には、第 1 回アジア競技大会がインドのニューデリーで開催され、日本選手団派遣により友好親善の大きな効果をあげ、同年日本の IOC への復帰が認められることとなった。

(4). 軟式野球の復興と組織化

戦後いち早く軟式野球愛好家達は軟式野球の復興を目指して立ち上がった。昭和 20 年 10 月には、全日本軟式野球連盟の創立準備委員会が発足し、創立準備委員達は軟式野球ボール製造用の生ゴムの割り当てを政府に陳情し

た。政府は、スポーツを通して民主主義の形成をはかるという民主化政策の具体的な実施策として、翌21年4月に軟式野球ボール1万ダースを全国に配給した。戦後のスポーツ発展における民主化・大衆化方針の中で軟式野球の復興は重要な意義がある。8月26日、全日本軟式野球連盟が結成され、少年チームから社会人チームまで全国45都道府県支部（翌年、高知県支部が加盟し46都道府県支部となる。）にわたり、軟式野球誕生以来の念願であった軟式野球界の全国統一組織として発足した。9月5日には、日本体育協会の加盟団体として承認され、11月1日から開催された第一回国民体育大会の正式種目として軟式野球が実施された。こうした戦後の軟式野球復興と、民主化された財団法人日本体育協会のスポーツ大衆化方針の中で、軟式野球出身の清瀬三郎氏が体育協会理事長に選出された。

軟式野球界初の全国統一組織として発足した全日本軟式野球連盟では、それまで統一の障害となっていた軟式野球ボール製造会社の各社別々のボール意匠に対し、科学的研究を重ねた結果、昭和25年に新意匠ボールを制定し、製造業者6社に対し検定制度を採用しボールの統一を図った。

V. 軟式野球の成長期 （昭和27年～昭和39年）

（1）高度経済成長期の社会背景

昭和25年の朝鮮戦争勃発に伴う軍事特需をきっかけとして日本経済の復興がなされた。昭和30年代に入り、日本経済が急激な成長・発達を始める。鉄鋼・石炭産業の合理化、石油産業の革新、電力長期計画などエネルギー供給源を確保し重化学工業国へと成長・発展していく。いわゆる「高度経済成長」の始まりで、その国家政策を進める機関として昭和30年に経済企画庁が設置された。昭和33年に始まる「岩戸景気」により、昭和35年には、池田内閣による「国民所得倍増計画」が打ち出され、経済成長による所得の大幅な増加により、消費革命と呼ばれる経済的動向を展開した。消費革命の主役である家庭内電化製品の普及は、生活水準の向上・日常生活の情報

拡大・余暇時間の増加等により国民に余暇意識を目覚めさせ「一億総レジャー時代」と呼ばれるようになった。こうした高度経済成長により、飛躍的な戦後の復興を世界にアピールし、経済のみならず文化・スポーツ面においても国際社会の仲間入りをするための方策として、昭和33年に東京で「第3回アジア大会」が、昭和39年には「第18回オリンピック大会」が開催されることとなり、「高度経済成長」政策の促進策として経済界の期待も大きく、関連公共公益施設の整備拡充による「オリンピック景気」に湧くこととなった。

政治・教育面においては、共産主義国家が国際情勢の中で台頭しはじめ、資本主義国家は脅威を感じるようになった。その為、日本国内においてもアメリカの共産主義敵対方針の影響を強く受けることとなった。昭和30年9月、第二次米国教育使節団報告書が提出されたが、反共産主義傾向の内容であった。昭和35年には、日米安全保障条約改定にともなう反対運動が激しく行われた。昭和30年代は、日本の民主主義体制確立の激動の時代であった。

（2）スポーツ法制の確立

戦後のスポーツを通しての民主主義教育を明確に位置づけるため、憲法上の規定に基づいて、スポーツという国民の社会教育文化活動を具体的に示した法規として、「教育基本法」・「社会教育法」の二法がある。この法規においてスポーツの位置づけが理念的には明確にされているが、スポーツという文章化した言葉はない。

昭和30年代、高度経済発展に伴う余暇時間の活用問題が国民の間で盛り上がってきた。この世論に対して、政府は国民の健康な身体活動の育成を目的として、昭和33年に「国民体育デー」の実施を決定した。昭和32年、34年と「社会教育法一部改正」がなされた。第13条「国及び地方公共団体は、社会教育団体に対し、補助金を与えてはならない。」に対し、法改正の趣旨は「全国及び国際競技大会の開催に対しては、国がその事業の助成を図ることができる」という、アジア大会の開催・オリンピック誘致等、スポーツ振興の世論の盛り上がりに対しての合法化への改正であった。

昭和 36 年には、「スポーツ振興法」が制定された。この法律は「スポーツ振興に関する施策の基本を明らかにし、もって国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的」としており、国民体育大会をはじめ、各体育行事に対する国や地方公共団体の施策のあり方を経済援助を含め具体的に規定しているという、日本のスポーツ史上初めてのスポーツの位置づけを明確に規定したもので、これにより日本のスポーツ法制の基盤が確立されたのである。

(3). スポーツ界の発展

日本のスポーツ復興にともないスポーツ界全体の念願であったオリンピック大会に復帰をはたしたのが、昭和 27 年の第 6 回冬季オリンピック大会（オスロー）と、第 15 回夏季オリンピック大会（ヘルシンキ）への参加である。水泳・体操・レスリング等に活躍し日本のスポーツ界の復興を世界にアピールするものであった。同年 7 月には、アジア競技連盟評議委員会で第 3 回アジア大会（昭和 33 年）の東京開催が決定し、日本のスポーツ界にとっては盛り上がりをいっそう高めるものであった。その後、各競技団体の世界選手権大会や国際大会が日本国内で開催され、日本のスポーツ界が組織や運営面においても国際的信用を高めていった。昭和 31 年には、第 16 回オリンピック大会（メルボルン）に参加し、水泳・体操・レスリングをはじめとして各競技に活躍し、アジア大会の成功を目指し、オリンピック大会の東京誘致を目指すスポーツ界にとって勢いづく時期であった。

昭和 33 年 5 月 24 日、第 3 回アジア大会が東京で開催された。この大会は、戦後初の国家的事業としての国際スポーツ大会であり、オリンピック大会誘致に関して日本のスポーツ界が国際的評価を受ける重要な大会であった。大会は成功し、国際的評価を高める結果となった。翌 34 年、第 55 回 IOC 総会において第 18 回オリンピック大会の東京開催が決定し、スポーツの公共的性格を重視して底辺拡大をはかる大衆化と、オリンピック至上主義の復活による高度化との中で、日本スポーツ界は史上空前の発展をすることとなる。昭和 35 年には、第 17 回オリンピック大会（ローマ）が開催され、日本は大選手団を派

遣し各競技に活躍し国内のスポーツ振興を勢いづかせた。

昭和 39 年 10 月 10 日、第 18 回オリンピック大会が東京で開催された。20 競技に参加国数 94 国、参加選手数 5,558 人という史上最高のスポーツ祭典は、世界の注目をあびながら大成功のうちに終了した。国家的事業としてのスポーツ祭典の成功は、日本のスポーツ界発展にとって意義深いものであった。

(4). 軟式野球の組織確立

戦後のスポーツ界において、民主主義の発展とスポーツ大衆化のブームに乗り、いち早く復興をとげた軟式野球界も、さらに全日本軟式野球連盟の組織拡大と充実を目指して、その組織基盤をより強固に確立するために、昭和 27 年 12 月には、文部省に財団法人設立の申請を行った。翌、昭和 28 年 4 月 1 日付けで文部省より認可され、ここに財団法人全日本軟式野球連盟が誕生することとなった。これにより、軟式野球の組織が確固たるものとなる。これと並行して、より組織基盤を確立するため、全日本軟式野球連盟の活動拠点として軟式野球会館の建設が検討された。昭和 32 年に、新宿区信濃町 30 番地に二階建ての会館を建設し、事務所及び会議室等を設け活動拠点として組織の確立を図った。

この期、軟式野球愛好家の中には、より硬式野球ボールに近い感覚を望む意見があり、昭和 26 年に全日本軟式野球連盟に準硬式野球ボールが公認され、そのチームは軟式野球連盟に登録することとなり、軟式ボール・準硬式ボールの二種類のボールにより軟式野球の発展が図られていくこととなった。同年、少年用軟式ボールの規格も決められ、スポーツ大衆化のブームに乗り、少年層のスポーツ組織発展への先鞭となった。

全日本軟式野球連盟は、連盟の組織確立と並行して、日本で生まれ育った軟式野球を海外に紹介し、国際化に向けて普及・発展に取り組むこととなった。昭和 36 年には、野球が行われている海外 26 カ国に対し、軟式野球の紹介文と軟式野球ボール 12 ダースを送った。翌年には、中華民国に軟式野球チームを派遣し、親善試合を行った。また、大韓民国から大韓野球協会のチームが来日し、親

善試合を行うなど国際化を目指し始めた。

VI. 軟式野球の隆盛期 (昭和 40 年～昭和 50 年)

(1). 高度経済安定期の社会背景

東京オリンピックが日本国内に与えた成果は、スポーツ界の発展だけにとどまることなく、その影響は社会全体に波及した。

経済面においては、オリンピックが「高度経済成長」政策の上であり、政府・経済界の期待通りに成長を続け、昭和 40 年代に入り、GNP 世界第 2 位という経済成長が成し遂げられた。ベトナム戦争の特需により、昭和 41 年からは「いざなぎ景気」が始まり、それまでの高度成長による生活水準の向上を背景に、国民生活に大きな変化を与える。技術革新・科学技術の進歩等により生活様式のオートメーション化をもたらし、週休制度の拡充と長期休暇の増加による余暇時間の増大である。

イデオロギー面においては、産業界は「高度経済成長」の牽引者として産業構造の高度化に伴う長時間・高密度労働に耐えうる労働力を要求した。いわゆる「猛烈社員」が企業の理想像であった。こうした理想像を後押ししたのは、東京オリンピックの女子バレーボールにおいて金メダルを獲得した、大松監督の「成せば成る！」の精神である。女子選手に、社会的批判が出るくらい過酷なまでのトレーニングを行い目的達成をした根性論である。

文化面においては、余暇時間の増大により「猛烈精神」と表裏一体となり、国民の関心は余暇の過ごし方に注目されるようになった。労働のための休息的傾向から、余暇時間の増大にともなう余暇活動を重視するようになった。心身の健全な発達をめざす余暇活動として、スポーツの普及・振興にも関心がひろがった。

(2). スポーツ行政の促進

「高度経済成長」における科学技術の進歩や産業構造の高度化は、労働面においては生産様式のオートメーション化をもたらし、身体を動かす機会を著しく減少させた。日常生活面においても生活様式のオートメーション化に

より、同様のことがいえる。そうした現実により、国民の間では体力の低下が叫ばれ、健康問題に関心が持たれるようになった。産業界においても「猛烈社員」の理想像の基本として健康と体力が重視されるようになった。また、東京オリンピック大会において日本選手の活躍も目だったが、全般的に外国選手に比べ日本選手の体力の低いことが目立った。こうした世論により、スポーツ選手の強化対策には科学的研究が取り入れられると共に、国民体力の向上に関心が持たれ、特に青少年の体力の向上が大きな課題としてとりあげられた。こうした経過により、東京オリンピック直後の 12 月、政府は「国民の健康・体力の増強対策について」を閣議決定し、国民の体力強化政策を文部省だけで行うのではなく、総理府を中心としたスポーツ行政の拡大を行うこととなった。昭和 40 年には、政府の各省庁により構成される「国民健康・体力増強対策協議会」が設置され、その活動機関として「体力づくり国民会議」が結成された。また、「体力テスト実施要項」が作成され、小学生から壮年に至る年齢層まで実施され、スポーツの役割として体力の向上を明確に示唆するとともに、人間生活の基盤として健康・体力の必要性を示唆した。

(3). 国民スポーツの振興

昭和 40 年代に入って、スポーツ界はテレビ・ラジオのスポーツ放送、スポーツ新聞・雑誌等という情報文化の発達と深く係わり合いながら発展してきた。「見る・聞く・読むスポーツ」として国民生活の中に常に新鮮な話題を提供し、大衆娯楽として国民生活の中に定着した。しかし、それはプロ野球・大相撲・プロレス等のプロスポーツや、高校・大学・社会人等の競技選手のプレーを楽しむもので、国民全体が健康・体力を目的に実施するものではなく、しだいに「行うスポーツ」の必要性が強く論じられるようになった。

昭和 36 年にスポーツ振興法が施行されたが、東京オリンピック以前は、スポーツ行政もオリンピック施設の整備と選手強化に目を奪われ、国民へのスポーツ普及・振興に関してほとんど注目されなかった。日本体育協会は、選手強化（高度化）と普及（大衆化）という二本の旗を

掲げ活動してきたが、大衆化というのは選手の底辺作りの範囲で、国民全体への大衆化活動は殆ど行われていない状況であった。昭和44年には、保健体育審議会の意見により、文部省体育局は「社会体育実態調査」を実施し、その調査結果により指導を受けた日本体育協会は「国民総スポーツ」を旗印に社会体育の振興（大衆化）に目を向け始めた。これに呼応するように、企業が社会体育の商業スポーツ化を目指し、スポーツクラブやスイミングスクール等を開設し、スポーツ活動の大衆化が進められた。

昭和47年には、保健体育審議会より「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」の答申が出された。この答申の中心は施設整備におかれ、その整備基準が「日常生活圏域における体育・スポーツ施設の整備基準」として具体的に提案されたことに注目できる。学校体育依存と競技選手を中心とするスポーツの高度化主義にかわり、国民が健康と体力を目的にスポーツを行える施設整備を明確に示唆したものである。これにより、国及び都道府県の施策としてスポーツ施設や運動公園の整備が行われ、「見るスポーツ」から「行うスポーツ」へとスポーツ活動の大衆化に勢い付けることとなった。

(4) 軟式野球の隆盛

昭和40年代に入り、「見るスポーツ」から「行うスポーツ」へと国民の関心が高まるにつれ、以前から人気の高いプロ野球や甲子園大会（全国高校野球選手権大会）に憧れ、社会人野球チームや少年野球チーム（リトルリーグ・シニアリーグ等）の台頭が目立った。昭和50年度には、全日本軟式野球連盟への登録チーム数も社会人33,474チーム、少年24,335チームを数え、日本体育協会の加盟競技団体の中でも群を抜く登録チーム・選手数で、日本体育協会のスポーツ活動の大衆化への牽引者としての役割を果たすこととなった。しかし、この期は硬式野球に憧れる子供の野球遊びから誕生・発展してきた軟式野球に、新しい課題が誕生した時期でもある。低年齢層の野球遊び及び野球技術習得、将来のプロ野球選手を夢見る選手達の養成、健康と体力を目的としたスポーツ活動、野球技術の異なる軟式野球競技としての独自性追求

等、スポーツ活動の大衆化への軟式野球の功績は大きく、その隆盛を極めることとなったが、今後の発展方向に数多くの課題を提起する期である。

VII. おわりに

軟式野球は、誕生いらい隆盛期までの約60年の発展・発達過程において、それはたえず国内政策・国際情勢・経済事情・社会思想等が関係し、国民の生活様式の改善向上や生活意識の革新によりなされてきた。それは日本のスポーツ界の発展・発達過程そのものであると言える。この約60年の発展・発達過程において、その時代の社会的要請を受ける形で、常に日本スポーツ界の中心的な役割を背負ってきたことは歴史的事実であると言えるだろう。特に、民主主義化やスポーツ活動の大衆化という政策や日本体育協会の方針改革の中において、その功績は大きい。

昭和50年以降、社会的変化にも激しいものがある。同じくスポーツ界にも、軟式野球界にも激しい変化があるものと思われる。今後、軟式野球界の現状と将来的方向に向けての発展を期待すると共に、研究課題として取り組んでいきたい。

VIII. 附 記

本研究は、平成5年度塚本学院教育研究助成金に基づく研究成果の一部です。この研究に対して多くの方々にお世話になりました。数々のご助言・ご協力を頂いた皆様に、末尾ではありますが謝意を申し上げます。

引用・参考文献

- 1) 全日本軟式野球連盟編集「軟式野球史」ベースボールマガジン社 1976.
- 2) 内海和雄著者「戦後スポーツ体制の確立」不昧堂出版 1993.
- 3) 桑野 豊編著・菅原 監修「現代社会とスポーツ」不昧堂出版 1984.
- 4) 入江克己著者「昭和スポーツ史論—明治神宮競技大会と国民精神総動員運動—」不昧堂出版 1991.
- 5) 草深直臣著者「現代日本の社会体育行政の展開と課題」立命館大学人文科学研究所紀要 39号 1985.

